

平成 23 年度札幌市の給与・定員管理等について

1	総括	1
2	一般行政職給料表の状況	2
3	職員の平均給与月額、初任給等の状況	2
4	一般行政職の級別職員数等の状況	5
5	職員の手当の状況	7
6	特別職の報酬等の状況	11
7	職員数の状況	12
8	公営企業職員の状況		
(1)	高速電車事業	14
(2)	軌道事業	18
(3)	水道事業	22
(4)	病院事業	26
別紙 1	特殊勤務手当一覧（事務・技術）	30
別紙 2	特殊勤務手当一覧（技能労務職員）	35
別紙 3	特殊勤務手当一覧（水道局）	37
別紙 4	特殊勤務手当一覧（病院局）	39

札幌市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

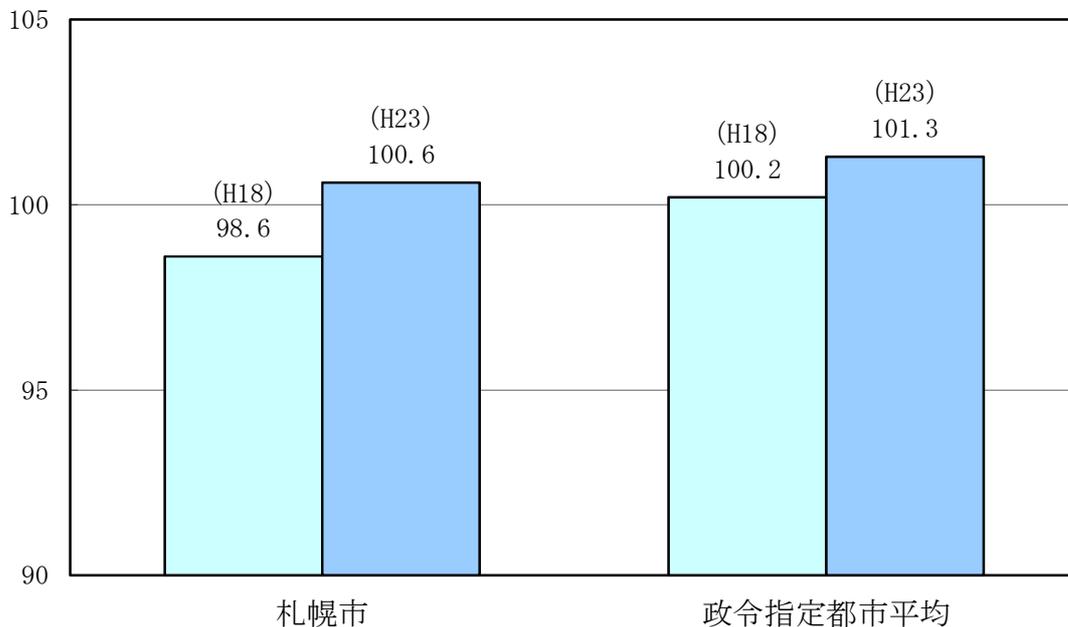
区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 21年度の 人件費率
22年度	1,897,333人	833,197,919千円	2,654,507千円	103,850,832千円	12.5%	13.2%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 (B)		
22年度	人 10,974	千円 42,677,740	千円 11,938,554	千円 15,833,639	千円 70,449,933	千円 6,420	千円 6,864

- ※ 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- ※ 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体（政令指定都市）のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 札幌市の地域手当補正後のラスパイレス指数も同じ100.6となっている。

(4) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
23年度	円 378,622	円 380,170	▲1,548円 (▲0.41%)	% ▲0.41	% ▲0.41	% ▲0.23

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

イ 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
23年度	月 3.96	月 3.95	月 0.01	月 0	月 3.95	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況 (平成23年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の 給料月額	134,600	193,800	227,500	254,800	272,900	294,600	348,400	396,200	467,200	551,600
最高号給の 給料月額	272,400	335,200	373,700	416,100	434,800	455,400	487,400	517,200	562,200	592,100

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (23年4月1日現在)

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
札幌市	42.7歳	321,771円	427,615円	360,762円
北海道	45.3歳	327,401円	395,579円	373,413円
国	42.3歳	327,205円	397,723円	397,723円
政令指定都市平均	42.8歳	339,485円	463,387円	401,994円

- ※ 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。
 また、「平均給与月額 (国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

イ 技能労務職

区分	札幌市				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
札幌市	49.8歳	1,876人	324,886円	393,042円	364,214円
うち用務員	49.9歳	514人	321,464円	373,641円	362,897円
うち学校給食員	49.6歳	245人	326,889円	357,117円	357,330円
うち清掃職員	47.2歳	588人	314,817円	406,953円	358,026円
うち自動車運転手	56.4歳	93人	323,883円	393,105円	356,721円
北海道	48.8歳	443人	317,658円	348,522円	349,305円
国	49.5歳	3,689人	283,862円	321,662円	321,662円
政令指定都市平均	46.4歳	1,590人	322,601円	413,361円	379,516円

区分	民間			参考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
札幌市	—	—	—	—
うち用務員	用務員	53.8歳	209,700円	1.78
うち学校給食員	調理士	42.0歳	226,600円	1.58
うち清掃職員	廃棄物処理業 従業員	44.6歳	290,600円	1.40
うち自動車運転手	自家用自動車 運転手	50.7歳	246,300円	1.60
北海道	—	—	—	—
国	—	—	—	—
政令指定都市平均	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
札幌市	—	—	—
うち用務員	5,800,239円	2,943,200円	1.97
うち学校給食員	5,614,303円	3,016,900円	1.86
うち清掃職員	6,172,750円	4,035,300円	1.53
うち自動車運転手	5,913,306円	3,409,700円	1.73

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成20年～平成22年の3ヶ年分）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	
札幌市	46.1歳	377,096円	437,159円	414,453円	
	高等・各種学校	46.7歳	378,979円	437,024円	416,943円
	幼稚園	43.1歳	353,414円	393,664円	383,143円
	その他	47.1歳	408,159円	526,164円	455,523円
北海道	高等(特殊、各種、専修)学校	43.3歳	354,876円	404,943円	—
	小、中学校	42.5歳	347,895円	396,544円	—
政令指定都市平均	高等(特殊、各種、専修)学校	46.3歳	396,989円	487,085円	—
	小、中学校	39.5歳	317,297円	370,549円	—

(2) 職員の初任給の状況 (23年4月1日現在)

区分		札幌市	北海道	国
一般行政職	大学卒	169,200円	159,285 (172,200)円	181,200円
	高校卒	141,100円	129,592 (140,100)円	140,100円
技能労務職	高校卒	138,800円	129,592 (140,100)円	—
	中学卒	—	—	—
教育職 (高校教諭)	大学卒	192,800円	178,340 (192,800)円	—

※ 北海道の括弧内数字は減額前の給料月額

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (23年4月1日現在)

区分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
一般行政職	大学卒	253,019円	326,293円	376,737円
	高校卒	213,400円	270,209円	325,710円
技能労務職	高校卒	203,720円	262,657円	302,376円
	中学卒	(該当なし)※	(該当なし)※	(該当なし)※
教育職	大学卒	291,854円	344,503円	380,836円

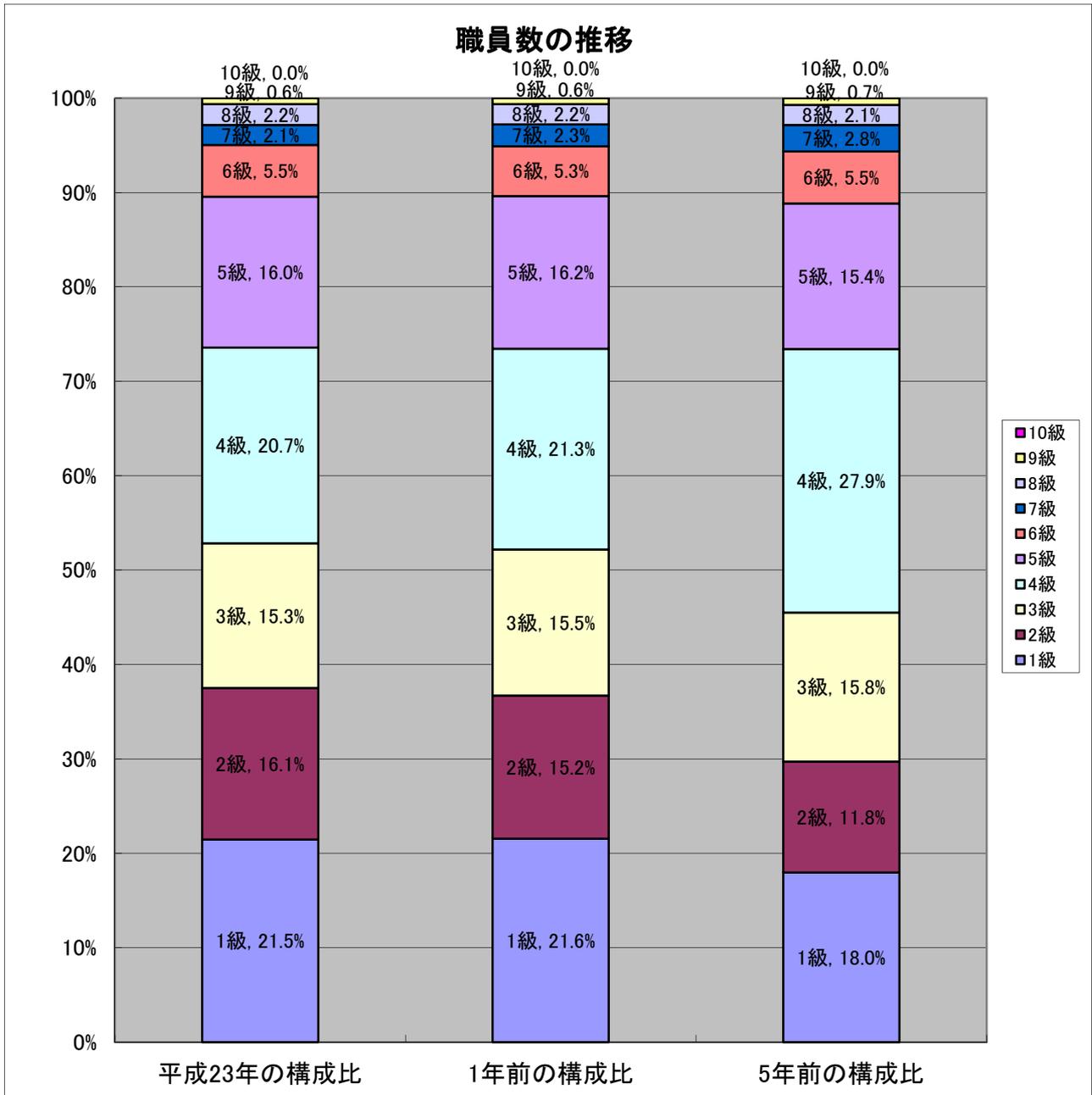
※ 当該階層及び近似の階層の職員数がいずれも3人以下のため、「該当なし」と記載

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務	1,222人	21.5%
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	915人	16.1%
3級	主任の職務	872人	15.3%
4級	(1) 係長の職務 (2) 困難な業務を処理する主任の職務	1,180人	20.7%
5級	困難な業務を分掌する係長の職務	911人	16.0%
6級	課長の職務	311人	5.5%
7級	困難な業務を所掌する課長の職務	121人	2.1%
8級	部長の職務	126人	2.2%
9級	(1) 局長の職務 (2) 困難な業務を所掌する部長の職務	36人	0.6%
10級	高度の知識経験を必要とする困難な業務を所掌する局長の職務	0人	0.0%

- ※ 1 札幌市職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



※ 19年度からこれまでの1・2級を統合するなど級構成の見直しを行ったため、5年前の1級の職員数についても、現在の級構成に従い、当時の1級と2級をあわせた職員数により記載している。

(2) 昇給への勤務実績の反映状況

札幌市においては、平成8年から地方公務員法(昭和25年法律第261号)第40条の規定に基づき、過去1年間の勤務における業績、その職務の遂行上見られた職員の能力及び意欲等を評価した人事評価を行っている。

職員の昇給については、この人事評価、勤務状況及び懲戒処分の有無等に基づき、5段階の昇給区分のいずれに該当するかを決定し、その区分ごとに定められた号俸数で昇給を実施する。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

札幌市	北海道	国
1人当たり平均支給額 (22年度) 1,465千円	1人当たり平均支給額 (22年度) 1,582千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 12～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25% ※H20.6～H23.12 までは手当基礎額から役職段階別加算額の3分の1を減額	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

管理職の12月の勤勉手当については、その年の勤務実績に基づく4段階の成績区分に応じて支給する。

(2) 退職手当 (23年4月1日現在)

札幌市			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職加算	2～20%)		(定年前早期退職加算	2～20%)	
1人当たり平均支給額	2,850千円	24,736千円			

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は22年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (23年4月1日現在)

支給実績 (22年度決算)		1,415,283千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)		129,545円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
札幌市内	3%	10,876人	3%
東京都特別区	18%	24人	18%
医師職	15%	25人	15%

(4) 特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績 (22年度決算)	559,055 千円
支給職員 1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	110,376 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (22年度)	46%
手当の種類 (手当数)	19
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙 1 及び 2	

※ 一般会計決算に基づく。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (22年度決算)	3,293,229 千円
職員 1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	301 千円
支給実績 (21年度決算)	3,387,915 千円
職員 1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	307 千円

※ 一般会計決算に基づく。

(6) その他の手当 (23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員 1人当たり平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 14,800 円 (2)配偶者以外 7,000 円 ・満 16 歳～22 歳の子がいる場合、1 人につき 6,000 円を加算。	異なる	(1)配偶者にかかる手当額 (国) 13,000 円 (2)配偶者以外の手当額 (国) 6,500 円	1,511,645 千円	268,880 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)課長職 給料月額×20% (2)部長職 給料月額×23% (3)局長職 給料月額×25%	異なる	支給額 (国) 46,300 円 ～139,300 円	813,891 千円	1,066,699 円

通勤手当	通勤のため、1 km 以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1) 交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2) 交通用具使用者には使用距離に応じて 2,400 円～24,900 円の範囲内で支給。	異なる	(1) 手当支給の対象となる通勤距離 (国) 片道 2 km 以上 (2) 自動車等使用者に対する支給額 (国) 2,000 円～24,500 円	1,205,358 千円	116,101 円
初任給調整手当	医師職給料表の適用を受ける職員に対し、医師職給料表の適用日以後の期間の区分に応じて月額 37,500 円～249,100 円の範囲内で支給。	同じ		57,551 千円	2,397,954 円
住居手当	(1) 自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。 (2) 自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額 9,700 円を支給。	異なる	(1) 自ら居住するための住宅を借り受けている職員に対する支給要件 (国) 月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員 (2) 自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する支給 (国) 支給なし	1,451,135 千円	177,465 円
単身赴任手当	勤務課所の異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活している職員に対し支給。 ・職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離に応じて 23,000 円～68,000 円を支給。	同じ		2,320 千円	464,000 円
休日勤務手当	休日等に正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給。 ・支給額=1 時間あたりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		901,701 千円	88,733 円

夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。</p> <p>・支給額=1 時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数</p>	同じ		210,193 千円	134,739 円
管理職員特別勤務手当	<p>臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。</p> <p>・3 時間以上の勤務一回につき、8,000 円～18,000 円を支給。</p>	異なる	<p>支給額 (国) 6,000 円～27,000 円</p>	4,563 千円	22,043 円
寒冷地手当	<p>北海道内に勤務する職員に対し支給。</p> <p>(1) 扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800 円</p> <p>(2) その他の世帯主である職員 年額 65,300 円</p> <p>(3) その他の職員 年額 44,000 円</p>	異なる	<p>支給額 (国)</p> <p>(1) 扶養親族を有する世帯主である職員 月額 17,800 円～26,380 円</p> <p>(2) その他の世帯主である職員 月額 10,200 円～14,580 円</p> <p>(3) その他の職員 月額 7,360 円～10,340 円</p>	937,075 千円	93,689 円

※ 一般会計決算に基づく。

6 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	1,280,000 円	(参考) 政令指定都市における最高/最低額	
	副市長	1,030,000 円	1,428,000 円/	500,000 円
報酬	議長	1,040,000 円	1,148,000 円/	864,000 円
	副議長	950,000 円	1,179,000 円/	778,000 円
	議員	860,000 円	1,061,000 円/	700,000 円
期末手当※	市長	(22年度支給割合)		
	副市長	2.95 月分		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の支給額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×58/100	35,635,200 円	任期ごと
地域手当	市長	給料月額×在職月数×46/100	22,742,400 円	任期ごと
	副市長	(22年度支給割合)		
寒冷地手当	市長	給料月額の3%		
	副市長	(22年度支給割合)		
		一般職と同じ		

※ 平成16年12月から平成23年6月までの間、市長は50%、副市長は40%のカットを行っている。

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

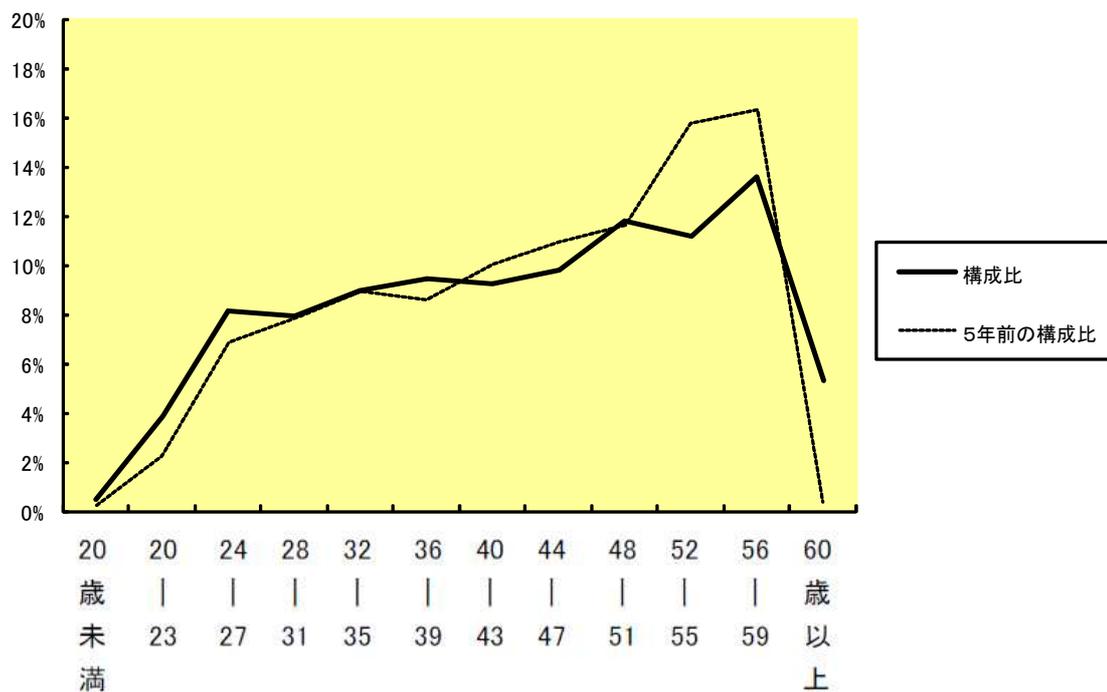
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成22年	平成23年		
普通 会計 部門	議 会	36	36	0	[増]
	総 務	1,444	1,454	10	・生活保護世帯増加に伴う業務増 +59
	税 務	743	704	▲ 39	・基幹系システムの再構築 +23
	民 生	1,858	1,920	62	・障がい者自立支援法関連業務の増 +7
	衛 生	1,518	1,508	▲ 10	[減]
	勞 働	14	15	1	・市税事務所開設に伴う減 ▲51
	農 林 水 産	42	41	▲ 1	・創成・駅前整備事業の終了 ▲15
	商 工	84	82	▲ 2	・道路パトロール業務の見直し ▲10
	土 木	1,260	1,218	▲ 42	
	計	6,999	6,978	▲ 21	<参考> 人口10万人当たり職員数 367.8 人 (類似団体の人口10万人当たりの職員数 465.3人)
教 育 部 門	2,029	1,974	▲ 55	[減] ・市立幼稚園の閉園 ▲28 ・学校統廃合による減 ▲15	
消 防 部 門	1,857	1,870	13	[増] ・初任教育課程の増 +20	
小 計	10,885	10,822	▲ 63	<参考> 人口10万人当たり職員数 570.4 人 (類似団体の人口10万人当たりの職員数 685.5人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	1,111	1,131	20	[増]
	水 道	634	627	▲ 7	・医師の増員 +13
	交 通	637	619	▲ 18	[減]
	下 水 道	511	509	▲ 2	・水道局機構改革に伴う減 ▲8
	そ の 他	595	590	▲ 5	・地下鉄運転業務ワンマン化に伴う減 ▲13
小 計	3,488	3,476	▲ 12		
合 計	14,373 [14,225]	14,298 [14,148]	▲ 75 [▲ 77]	<参考> 人口10万人当たり職員数 753.6 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（23年4月1日現在）



(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	75	551	1,168	1,136	1,286	1,351	1,325	1,403	1,693	1,598	1,946	766	14,298

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数 (%)
一般行政	7,272	7,220	7,086	7,023	6,999	6,978	▲ 294 (▲4.2%)
教育	2,402	2,268	2,172	2,115	2,029	1,974	▲ 428 (▲21.7%)
消防	1,848	1,849	1,856	1,880	1,857	1,870	22 (1.2%)
普通会計	11,522	11,337	11,114	11,018	10,885	10,822	▲ 700 (▲6.5%)
公営企業等会計	3,739	3,610	3,558	3,518	3,488	3,476	▲ 263 (▲7.6%)
総合計	15,261	14,947	14,672	14,536	14,373	14,298	▲ 963 (▲6.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 高速電車事業

ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考)21年度の 総費用に占める 職員給与費比率
22年度	41,018,584千円	4,221,661千円	5,712,205千円	13.9%	13.8%

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費(B/A)	(参考) 政令指定 都市一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
22年度	人 572	千円 2,361,088	千円 1,030,643	千円 887,127	千円 4,278,858	千円 7,481	千円 7,278

- ※ 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高速電車事業	47.9歳	373,452円	623,377円
政令指定都市平均	43.0歳	371,306円	607,434円

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

高速電車事業		市長部局	
1人当たり平均支給額（22年度）	1,551千円	1人当たり平均支給額（22年度）	1,465千円
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算	5～20%	・役職段階別加算	5～20%
・管理職加算	12～25%	・管理職加算	12～25%

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ)退職手当 (23年4月1日現在)

高速電車事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職加算 2~20%			定年前早期退職加算 2~20%		
1人当たり平均支給額 (自己都合及び定年)			1人当たり平均支給額		
23,847千円			2,850千円 24,736千円		

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ)地域手当 (23年4月1日現在)

支給実績 (22年度決算)		77,281千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)		133,703円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
札幌市内	3%	578人	3%

(エ)特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績 (22年度決算)		52,339千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)		156,080円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (22年度)		57.7%		
手当の種類 (手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		左記職員に対する支給単価
変則勤務手当	駅務員、高速電車乗務員、運輸関係係員、技術関係係員	中休勤務 (正規の勤務において勤務時間ではない時間 (中休) により勤務が分断され、始業と終業の間が長時間となる勤務)	中休勤務時間を含む勤務時間が深夜 (午前1時~午前5時) の全部を含む場合	①中休時間4時間15分超: 1,800円 ②中休時間4時間15分以下: 1,600円
			上記以外	③中休時間4時間15分超: 1,600円 ④中休時間4時間15分以下: 1,400円
	指令所の係長職	正規の勤務時間による24時間勤務 (24時間の中に休憩時間含む)		2,000円

(オ)時間外勤務手当

支給実績 (22年度決算)	487,093千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	1,021千円
支給実績 (21年度決算)	514,403千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	1,027千円

※ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ)その他の手当 (23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 14,800円 (2)配偶者以外 7,000円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	同じ		125,628千円	290,694円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)係長職 給料月額×18% (2)課長職 給料月額×20% (3)部長職 給料月額×23% (4)局長職 給料月額×25%	異なる	支給対象者 (高速電車事業) 係長職に対し給料月額×18%を支給。	57,100千円	951,661円
通勤手当	通勤のため、1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて2,400円～24,900円の範囲内で支給。	同じ		68,284千円	124,059円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額11,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額27,000円を限度に支給。 (2)自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額9,700円を支給。	同じ		76,464千円	148,956円

夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。</p> <p>・支給額=1 時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数</p>	同じ		38,225 千円	164,883 円
管理職員特別勤務手当	<p>臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した係長職以上の職員に対し支給。</p> <p>・3 時間以上の勤務一回につき 6,000 円～18,000 円を支給</p>	異なる	<p>支給対象者 (高速電車事業) 係長職に対して 6,000 円～9,000 円を支給。</p>	288 千円	9,931 円
寒冷地手当	<p>北海道内に勤務する職員に対し支給。</p> <p>(1) 扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800円</p> <p>(2) その他の世帯主である職員 年額 65,300円</p> <p>(3) その他の職員 年額44,000円</p>	同じ		57,614 千円	105,520 円

(2) 軌道事業

ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)	(参考)21年度の総費用に占める職員給与費比率
22年度	1,294,275千円	▲70,180千円	597,385千円	46.2%	45.8%

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり給与費(B/A)	(参考)政令指定都市一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
22年度	人 62	千円 262,541	千円 124,364	千円 100,735	千円 487,640	千円 7,865	千円 7,278

- ※ 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
軌道事業	49.6歳	385,426円	655,430円
政令指定都市平均	43.0歳	371,306円	607,434円

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア)期末手当・勤勉手当

軌道事業		市長部局	
1人当たり平均支給額(22年度)	1,625千円	1人当たり平均支給額(22年度)	1,465千円
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算	5~20%	・役職段階別加算	5~20%
・管理職加算	12~25%	・管理職加算	12~25%

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ)退職手当 (23年4月1日現在)

軌道事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職加算 2~20%			定年前早期退職加算 2~20%		
1人当たり平均支給額(定年) 23,883千円			1人当たり平均支給額 2,850千円 24,736千円		

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ)地域手当 (23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		8,458千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		136,421円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
札幌市内	3%	62人	3%

(エ)特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		1,542千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		55,732円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		44.6%	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
変則勤務手当	路面電車運転手、運輸関係係員、技術関係係員	中休勤務(正規の勤務において勤務時間ではない時間(中休)により勤務が分断され、始業と終業の間が長時間となる勤務)	中休勤務時間を含む勤務時間が深夜(午前1時~午前5時)の全部を含む場合 ①中休時間4時間15分超:1,800円 ②中休時間4時間15分以下:1,600円
			上記以外 ③中休時間4時間15分超:1,600円 ④中休時間4時間15分以下:1,400円
除雪手当	路面電車運転手、運輸関係係員、技術関係係員	除雪業務	230円

(オ)時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	71,857千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	1,301千円
支給実績(21年度決算)	65,757千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	1,188千円

※ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ)その他の手当 (23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 14,800円 (2)配偶者以外 7,000円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	同じ		15,757千円	291,354円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)係長職 給料月額×18% (2)課長職 給料月額×20% (3)部長職 給料月額×23% (4)局長職 給料月額×25%	異なる	支給対象者 (軌道事業) 係長職に対し給料月額×18%を支給。	3,640千円	909,890円
通勤手当	通勤のため、1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて2,400円～24,900円の範囲内で支給。	同じ		5,123千円	85,622円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額11,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額27,000円を限度に支給。 (2)自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額9,700円を支給。	同じ		9,020千円	152,880円

夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。</p> <p>・支給額=1 時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数</p>	同じ		2,179 千円	60,809 円
管理職員特別勤務手当	<p>臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した係長職以上の職員に対し支給。</p> <p>・3 時間以上の勤務一回につき、6,000 円～18,000 円を支給。</p>	異なる	<p>支給対象者 (軌道事業) 係長職に対して 6,000 円～9,000 円を支給。</p>	支給なし	支給なし
寒冷地手当	<p>北海道内に勤務する職員に対し支給。</p> <p>(1)扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800円</p> <p>(2)その他の世帯主である職員 年額 65,300円</p> <p>(3)その他の職員 年額 44,000円</p>	同じ		6,787 千円	109,468 円

(3) 水道事業

ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用 (A)	純損益又は実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考)21年度の 総費用に占める職員 給与費比率
22年度	36,050,499千円	4,593,152千円	6,964,414千円	19.3%	18.5%

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費(B/A)	(参考)政令指定都市 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
22年度	人 629	千円 2,688,387	千円 793,954	千円 1,003,607	千円 4,485,948	千円 7,132	千円 7,133

- ※ 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
札幌市	46.9歳	376,208円	584,791円
政令指定都市平均	44.7歳	383,766円	578,493円

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

水道事業		市長部局	
1人あたり平均支給額 (22年度)	1,500千円	1人あたり平均支給額 (22年度)	1,465千円
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算	5~20%	・役職段階別加算	5~20%
・管理職加算	12~25%	・管理職加算	12~25%

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ)退職手当 (23年4月1日現在)

水道事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職加算		2~20%	定年前早期退職加算		2~20%
1人当たり平均支給額		26,259千円	1人当たり平均支給額		24,736千円

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ)地域手当 (23年4月1日現在)

支給実績 (22年度決算)		85,725千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)		127,948円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
札幌市内	3%	670人	3%

(エ)特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績 (22年度決算)	8,085千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	48,221円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (22年度)	25.0%
手当の種類 (手当数)	6
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙3	

(オ)時間外勤務手当

支給実績 (22年度決算)	313,339千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	468千円
支給実績 (21年度決算)	327,624千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	493千円

※ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ)その他の手当 (23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 14,800円 (2)配偶者以外 7,000円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	同じ		125,152千円	281,767円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)課長職 給料月額×20% (2)部長職 給料月額×23% (3)局長職 給料月額×25%	同じ		37,259千円	1,129,070円
通勤手当	通勤のため、1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて2,400円～24,900円の範囲内で支給。	同じ		69,973千円	114,772円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額11,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額27,000円を限度に支給。 (2)自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額9,700円を支給。	同じ		86,676千円	155,542円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額=1時間あた	同じ		8,449千円	219,943円

	りの給与額×25/100× 勤務時間数				
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。 ・3時間以上の勤務一回につき、6,000円～18,000円を支給。	同じ		146千円	24,333円
寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1)扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800円 (2)その他の世帯主である職員 年額 65,300円 (3)その他の職員 年額 44,000円	同じ		61,851千円	101,562円

(4) 病院事業

ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)	(参考)21年度の総費用に占める職員給与費比率
22年度	22,064,175千円	593,843千円	10,284,394千円	46.61%	47.38%

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり給与費(B/A)	(参考)政令指定都市一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
22年度	人 1,130	千円 3,946,509	千円 2,238,781	千円 1,510,371	千円 7,659,570	千円 6,778	千円 7,503

- ※ 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
札幌市病院局（医師）	44.8歳	559,235円	1,277,497円
札幌市病院局（看護師）	35.4歳	266,202円	446,960円
札幌市病院局（事務職）	41.0歳	341,784円	588,810円
政令指定都市平均（医師）	43.9歳	556,056円	1,364,679円
政令指定都市平均（看護師）	37.3歳	303,663円	496,271円
政令指定都市平均（事務職）	42.9歳	388,177円	630,871円

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

病院事業		市長部局	
1人当たり平均支給額（22年度）	1,337千円	1人当たり平均支給額（22年度）	1,465千円
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6月分	1.45月分	2.60月分	1.35月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算	5～20%	・役職段階別加算	5～20%
・管理職加算	12～25%	・管理職加算	12～25%

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ)退職手当 (23年4月1日現在)

病院事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職加算 2~20%			定年前早期退職加算 2~20%		
1人当たり平均支給額 2,951千円 26,066千円			1人当たり平均支給額 2,850千円 24,736千円		

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ)地域手当 (23年4月1日現在)

支給実績 (22年度決算)		224,919千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)		205,000円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
札幌市内 (医師)	15%	129人	15%
札幌市内 (医師以外)	3%	968人	3%

(エ)特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績 (22年度決算)	235,480千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	269,428円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (22年度)	77.1%
手当の種類 (手当数)	9
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙4	

(オ)時間外勤務手当

支給実績 (22年度決算)	501,830千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	560千円
支給実績 (21年度決算)	431,734千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	550千円

※ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ)その他の手当 (23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 14,800円 (2)配偶者以外 7,000円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	同じ		83,795千円	248,774円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)課長職 給料月額×20% (2)部長職 給料月額×23% (3)局長職 給料月額×25%	同じ		176,255千円	1,301,572円
通勤手当	通勤のため、1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて2,400円～24,900円の範囲内で支給。	同じ		96,808千円	133,883円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額11,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額27,000円を限度に支給。 (2)自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額9,700円を支給。	同じ		174,095千円	208,455円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額=1時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		90,382千円	129,487円

管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。 ・3時間以上の勤務一回につき、8,000円～18,000円を支給。	同じ		52,191千円	446,077円
寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1)扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800円 (2)その他の世帯主である職員 年額 65,300円 (3)その他の職員 年額 44,000円	同じ		83,681千円	74,516円
初任給調整手当	企業職給料表(医師職)の適用を受ける職員に対し、企業職給料表(医師職)の適用日以後の期間の区分に応じて47,500円～306,000円の範囲内で支給。	同じ		421,509千円	3,238,223円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務1回につき支給。 (1)医師又は歯科医師 20,000円 (2)薬剤師、看護師、准看護師、衛生検査技師、臨床検査技師、診療エックス線技師及び診療放射線技師 5,900円。ただし、勤務時間が5時間以下の宿日直勤務の場合は、その勤務1回につき2,950円			64,633千円	230,011円

(別紙1)

札幌市の事務・技術職員に支給されている特殊勤務手当一覧

平成23年4月1日現在

番号	種類	支給対象者	手当額		摘要
			単位	金額	
1	特定危険作業手当	(1) 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業として当該作業を所管する部の長が指定するものに従事した職員	1日	240円	
		(2) 環境都市推進部に所属する職員のうち、河川の汚濁状況の調査のために行う水の採取、流量測定等の作業(水中で行うものに限る。)に従事した者	1日	240円	
		(3) みどりの推進部、建設局土木部又は区土木部に所属する職員のうち、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕その他の道路上の作業(特殊重車両の運転を含む。)で、みどりの推進部長又は建設局土木部長が指定するものに従事した者	1日	220円	
		(4) 昇降機の検査業務に従事した職員	1日	200円	
2	動物取扱業務手当	(1) 動物管理センターに所属する職員のうち、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に規定する狂犬病予防員(以下「狂犬病予防員」という。)の業務又は野犬の捕獲、抑留、処分若しくは消毒の作業に従事した者	1日	280円	
		(2) 円山動物園に所属する職員(獣医師に限る。)のうち、動物の飼育、発病した動物の治療又は各種検査等の作業に従事した者	1日	260円	
		(3) 円山動物園に所属する職員(獣医師を除く。)のうち、動物の飼育作業に従事した者	1日	230円	
3	清掃等作業手当	(1) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、排水処理を行う施設の機器若しくは設備の維持管理作業又は排水の処理作業に従事した者	1日	300円	
		(2) 清掃工場に所属する職員のうち、焼却炉等の機器若しくは設備の維持管理作業又はごみ焼却作業に従事した者	1日	300円	
4	下水処理等作業手当	(1) 下水処理場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は下水処理作業(水質の検査に関する作業を除く。)に従事した者	1日	290円	
		(2) 下水道施設部に所属する職員のうち、排水設備工事の検査、既設下水道本管接合工事の監督、地下水浸入調査又はこれらに準ずる業務として下水道施設部長が指定するものに従事した者	1日	170円	
5	感染症予防等作業手当	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)第15条第1項、第17条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第45条第2項又は第50条第1項若しくは第5項の規定に基づく作業に従事した職員	1日	290円	
		(2) 感染症総合対策課に所属する職員のうち、感染症予防法第21条又は第47条の規定に基づく移送の作業に従事した者	1日	280円	

		(3) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項若しくは第5項若しくは第51条の規定に基づく業務の補助の作業、同法第58条第4項の規定に基づく作業又はこれらに準ずる作業で農政部長が指定するものに従事した職員	1日	290円	
		(4) 戸別に巡回して行う保健指導の業務を本務とする保健師又は助産師のうち、保健福祉課に所属する者以外の者	1月	1,700円	
6	有害物取扱業務手当	(1) 保健所又は衛生研究所に所属する職員のうち、細菌検査又は試験検査として保健所長又は衛生研究所長が指定するものに従事した者	1日	270円	
		(2) 環境事業部又は下水道施設部に所属する職員のうち、水質検査又は試験検査の業務を主たる職務とする者	1月	1,900円	
7	放射線取扱業務手当	(1) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務に従事した職員	1日	280円	
		(2) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務の介助業務として区保健福祉部長が指定するものに従事した職員	1日	100円	
8	消防業務手当	(1) 火災その他の災害等(救急業務を要する事故を除く。第3号において同じ。)の現場に指令を受けて出動した消防吏員(次号、第3号及び第5号に掲げる者を除く。)			第5号に掲げる職員のうち、搭乗時間中においてヘリコプターからの降下等の空中機外活動に従事した者については、搭乗1時間につき1,800円とする。
		ア 消防部隊(救急隊及び航空隊を除く。以下同じ。)の隊長又は現場指揮者の業務に従事した者	1回	140円	
		イ 消防部隊の大型自動車の運転業務に従事した者又は救急救命士の資格を有する者	1回	130円	
		ウ 消防部隊の大型自動車以外の自動車の運転業務に従事した者	1回	120円	
		エ 上記以外の者	1回	110円	
		(2) 前号に掲げる出動をした消防吏員のうち、警防部長が指定する者及び救急業務を要する事故の現場に指令を受けて出動した消防吏員			
		ア 救急救命士の資格を有する者	1回	130円	
		イ 隊長の業務に従事した者(アに掲げる者を除く。)	1回	50円	
		ウ 自動車の運転業務に従事した者	1回	40円	
		エ 上記以外の者	1回	30円	
		(3) 火災その他の災害等の現場に原因調査のため指令を受けて出動した消防吏員のうち、予防部長が指定する者及び火災現場等に立ち入り、火災原因等の調査業務に従事した消防吏員			
		ア 自動車の運転業務に従事した者	1回	50円	
		イ 上記以外の者	1回	40円	
		(4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指令の業務に従事した消防吏員	1回	100円	
		(5) ヘリコプターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事した職員	搭乗1時間	1,200円	
		(6) サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成	1日	2,600円	

		7年法律第78号)第2条に規定するサリン等(以下「サリン等」という。)若しくはその疑いのある物質(以下これらを「特殊危険物質等」という。)に対して直接行う検知、鑑定、収容、除去その他の作業又は容器等に封入されている特殊危険物質等の収容、移動等の作業でその発散若しくは漏えいのおそれがあるものに従事した消防吏員			
		(7) サリン等による被害の危険がある区域内において行う作業で前号に掲げるもの以外のものに従事した消防吏員	1日	250円	
		(8) 正規の勤務時間(札幌市職員の勤務条件に関する条例(平成6年条例第39号。以下「勤務条件条例」という。)第7条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)による午前8時45分から翌日の午前8時55分までの継続する勤務に従事した消防吏員	1回	1,100円	
9	ヘリコプター従事者手当	(1) ヘリコプターの操縦業務を主たる職務とする消防吏員			
		ア 飛行時間3,000時間以上の経験を有する者	1月	101,000円	
		イ 飛行時間2,000時間以上3,000時間未満の経験を有する者	1月	91,000円	
		ウ 飛行時間1,000時間以上2,000時間未満の経験を有する者	1月	78,000円	
		エ 飛行時間1,000時間未満の経験を有する者	1月	49,000円	
		(2) ヘリコプターの整備業務を主たる職務とする消防吏員			
		ア 1等航空整備士の資格を有する者	1月	47,000円	
		イ 2等航空整備士の資格を有する者	1月	37,000円	
		ウ 上記以外の者	1月	11,000円	
10	賦課徴収等業務手当	(1) 勤務場所以外の場所において市税、国民健康保険、介護保険若しくは後期高齢者医療の保険料、土地区画整理事業清算金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金又は市営住宅家賃の納付督促(滞納処分を含む。)の業務に従事した職員	1日	300円	
		(2) 勤務場所以外の場所において下水道の無届使用者に係る下水道使用料の算定業務又は下水道使用料の算定のための地下揚水の検針業務で下水道河川部長が指定するものに従事した職員及び勤務場所以外の場所において市税、国民健康保険、介護保険若しくは後期高齢者医療の保険料又は下水道事業受益者負担金の賦課資料の収集のための戸別調査の業務に従事した職員	1日	140円	
		(3) 滞納整理課に所属する職員(税政部長が指定する者に限る。)又は諸税課、税務部保険年金課若しくは下水道財務課に所属する職員のうち、市税、国民健康保険、介護保険若しくは後期高齢者医療の保険料又は下水道事業受益者負担金に関する業務を主たる職務とする者	1月	4,000円	
11	福祉業務等手当	(1) はるにれ学園、かしわ学園、整肢園、第二かしわ学園、あかしあ学園、発達医療センター、豊成養護学校又は北翔養護学校に勤務する職員のうち、知的障害児	1日	390円	

		若しくは知的障害者の指導の業務又は肢体不自由児の訓練の業務に従事した者			
		(2) 身体障害者更生相談所又は知的障害者更生相談所に所属する職員のうち、身体障害者又は知的障害者の指導、訓練又は相談の業務に従事した者	1日	310円	
		(3) 保育園又は保育・子育て支援センターに所属する職員のうち、児童の保育業務に従事した者	1日	200円	
		(4) 子育て支援課、保育・子育て支援センター、児童療育課又は健康・こども課に所属する職員のうち、地域子育て支援事業に係る児童の保育業務として子育て支援部長、児童福祉総合センター所長又は区保健福祉部長が指定するものに従事した者	1日	180円	
		(5) 児童療育課(はるにれ学園、かしわ学園及び整肢園を除く。)又は相談判定課に所属する職員のうち、児童、身体障害者又は知的障害者の指導、訓練又は相談の業務に従事した者及び保健福祉課、健康・子ども課、保護一課、保護二課、保護三課又は保護課に所属する職員のうち、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号若しくは第2号に規定する所員としての業務又は来庁者等の指導若しくは相談の業務に従事した者	1日	310円	
		(6) 保健福祉局保健福祉部、保健所又は区保健福祉部に所属する職員のうち、精神保健福祉に関する相談の業務又は医療社会事業の業務に従事した者	1日	310円	
		(7) 保健福祉課に所属する職員のうち、介護保険の認定又はサービス利用に関する相談の業務に従事した者	1日	310円	
12	夜間特殊業務手当	相談判定課に所属する職員のうち、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者			
		(1) その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	1回	1,440円	
		(2) その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。	1回	860円	
		(3) その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	1回	540円	
13	夜間診療等業務手当	発達医療センターに所属する看護師又は准看護師のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務として看護等の業務に従事した者			
		(1) その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	1回	6,800円	
		(2) その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。	1回	3,300円	
		(3) その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。	1回	2,900円	
		(4) その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	1回	2,000円	
14	発掘調査業務手当	文化財課に所属する職員のうち、埋蔵文化財の発掘調査業務に従事した者	1日	270円	
15	取締交渉等業務手当	(1) 計量検査所に所属する職員のうち、勤務場所以外の場所において計量器及び計量の検査業務に従事した者	1日	130円	
		(2) 権利者に対して直接行う土地区画整理事業に係る換地、清算等の交渉の業務を主たる職務とする職員と	1月	2,400円	

		して当該業務を所管する部の長が指定する者			
		(3) 権利者に対して直接行う用地取得についての交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者	1月	2,400円	
		(4) 市街地整備部又は建築指導部に所属する職員のうち、違反建築の取締業務を主たる職務とする者	1月	1,400円	
		(5) 道路法(昭和27年法律第180号)第71条第4項及び第5項に規定する道路監理員の業務で常時勤務場所以外の場所で行われるものを主たる職務とする職員として建設局総務部長が指定する者	1月	1,400円	
16	災害緊急援助等業務手当	(1) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)の規定による海外の地域での国際緊急援助活動に従事した消防吏員	1日	4,000円	第1号に掲げる職員のうち、心身に著しい負担を与えるものとして警防部長が指定する国際緊急援助活動に従事した者については、1日につき4,000円に2,000円(現地の治安の状況等により、当該業務が心身に著しい緊張を与えると警防部長が認める場合にあつては、4,000円)を超えない範囲内で警防部長が定める額を加算した額とする。
		(2) 国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防衛ぎよ又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員	1日	800円	

(別紙2)

札幌市の技能労務職員に支給されている特殊勤務手当一覧

平成23年4月1日現在

番号	種類	支給対象者	手当額		摘要
			単位	金額	
1	特定危険作業手当	(1) 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業として当該作業を所管する部の長が指定するものに従事した職員	1日	240円	
		(2) みどりの推進部、建設局土木部又は区土木部に所属する職員のうち、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕その他の道路上の作業(特殊重車両の運転を含む。)でみどりの推進部長又は建設局土木部長が指定するものに従事した者	1日	220円	
2	動物取扱業務手当	(1) 動物管理センターに所属する職員のうち、野犬の捕獲、抑留、処分又は消毒の作業に従事した者	1日	280円	
		(2) 円山動物園に所属する職員のうち、動物の飼育作業に従事した者	1日	230円	
3	清掃等作業手当	(1) 清掃事務所に所属する職員のうち、ごみの収集作業に従事した者	1日	400円	
		(2) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、排水処理を行う施設の機器若しくは設備の維持管理作業、排水の処理作業又は搬入指導作業に従事した者	1日	300円	
		(3) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、埋立地の管理作業に従事した者	1日	170円	
		(4) 清掃工場に所属する職員のうち、焼却炉等の機器若しくは設備の維持管理作業又はごみ焼却作業に従事した者	1日	300円	
4	下水処理等作業手当	(1) 下水管理センターに所属する職員のうち、下水道管又はこれに附属する施設の清掃又は調査点検の作業に従事した者	1日	290円	
		(2) 下水管理センターに所属する職員のうち、排水設備工事の検査に従事した者	1日	170円	
		(3) 下水処理場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は下水処理作業に従事した者	1日	290円	
5	斎場等業務手当	火葬場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は死体の火葬業務に従事した者	1日	290円	
6	感染症予防等作業手当	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)第15条第1項、第17条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第45条第2項又は第50条第1項若しくは第5項の規定に基づく作業に従事した職員	1日	290円	
		(2) 感染症総合対策課に所属する職員のうち、感染症予防法第21条又は第47条の規定に基づく移送の作業に従事した者	1日	280円	
7	放射線取扱	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業	1日	100円	

	業務手当	務の介助業務として区保健福祉部長が指定するものに従事した職員			
8	整備作業手当	環境事業部業務課、車両管理事務所又は維持管理課に所属する職員のうち、車両の整備作業に従事した者	1日	210円	
9	福祉業務等手当	(1) はるにれ学園、かしわ学園、整肢園、第二かしわ学園、あかしあ学園、豊成養護学校又は北翔養護学校に勤務する職員のうち、知的障害児若しくは知的障害者の指導の業務又は肢体不自由児の訓練の業務に従事した者	1日	390円	
		(2) 保育園又は保育・子育て支援センターに所属する用務員又は調理員のうち、児童の保育業務の介助業務に従事した者	1日	90円	
10	夜間特殊業務手当	(1) 清掃工場に所属する職員のうち、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部又は一部において、正規の勤務時間(札幌市職員の勤務条件に関する条例(平成6年条例第39号)第2条から第5条までの規定の例による勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に従事した者			
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	1回	1,340円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。	1回	650円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	1回	520円	
		(2) 下水処理場に勤務する職員のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者			
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	1回	1,130円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。	1回	730円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	1回	410円	
11	災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防衛ぎよ又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員	1日	800円	

(別紙3)

水道局職員に対して支給される特殊勤務手当

平成23年4月1日現在

番号	種類	支給対象者	手当額	
			単位	金額
1	危険作業手当	(1) 水質試験所に勤務する職員のうち、常時水質検査に従事する者	1月	1,700円
		(2) 水質試験所に勤務する職員のうち、河川の採水調査業務に従事した者	1日	220円
		(3) 落下地点4メートル以上の足場の不安定な高所で配水管の新設若しくは維持管理若しくは受水槽に附帯する給水装置のしゅん工検査に従事した職員	1回	100円
2	徴収等業務手当	(1) 勤務場所以外の場所において水道の料金若しくは工事費又は下水道使用料(以下この項において「水道料金等」という。)の収納事務に従事した職員	1日	200円
		(2) 水道料金等の納付督促事務に従事した職員のうち総務部長が指定する者	1日	200円
3	施設等維持特別手当	(1) 給配水管等工事において、水中等劣悪な環境の中で行う作業に従事した職員	1日	220円
		(2) 浄水場に勤務する職員のうち、薬品溶解若しくはこれらに類する業務又は河川の採水調査業務に従事した者	1日	220円
		(3) 浄水場に勤務する職員のうち、沈殿池等の排でい作業に従事した者	1日	400円
		(4) 藻岩浄水場、白川浄水場、定山溪浄水場及び配水センターに勤務する職員のうち、管理室における維持管理作業に従事した者		
		ア 深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部に勤務した場合	1回	1,300円
		イ アの場合を除き、午後4時45分から翌日の午前9時15分までの間に3時間30分以上勤務した場合	1回	650円
		ウ 午前8時45分から午後5時15分までの間に3時間30分以上勤務した場合	1回	400円
		(5) 定山溪浄水場に勤務する職員のうち、管理室において1人で維持管理作業に従事した者		
		ア 深夜の全部に勤務した場合	1回	420円
		イ アの場合を除き、午後4時45分から翌日の午前9時15分までの間に3時間30分以上勤務した場合	1回	210円
(6) 配水管理事務所に勤務する職員のうち、夜間勤務(午後8時45分から翌日の午前5時15分までの間の勤務をいう。)において、正規の勤務として洗管作業に従事した者	1回	1,300円		

4	緊急出動手当	<p>休日又は夜間等に送配水管等事故及び停水解除のため、自宅から緊急出勤し、事故処理等に従事した職員(第29条に規定する管理職手当の支給を受ける職員を除く。)</p> <p>ア 4月1日から10月31日までの間において従事した場合(ウの場合を除く。)</p> <p>イ 11月1日から翌年3月31日までの間において従事した場合(エの場合を除く。)</p> <p>ウ 4月1日から10月31日までの間において、その事故処理等の作業場所における当該作業開始時刻が深夜であるものに従事した場合</p> <p>エ 11月1日から翌年3月31日までの間において、その事故処理等の作業場所における当該作業開始時刻が深夜であるものに従事した場合</p>	1回	1,200円
5	災害緊急援助等業務手当	<p>国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策にかかる業務に従事した職員</p>	1日	800円
6	交渉等業務手当	<p>権利者に対して直接行う用地取得についての交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者</p>	1月	2,400円

(別紙4)

病院局職員に対して支給される特殊勤務手当

平成23年4月1日現在

番号	種類	支給対象者	手当額		摘要
			単位	金額	
1	死体解剖補助手当	死体の解剖の補助の業務に従事した職員(医師を除く。)	1日	2,500円	
2	感染症予防等作業手当	看護師等(看護師、准看護師及びこれらに準ずると管理者が認める職員をいう。以下同じ。)及び看護補助員のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する感染症又は管理者が指定する感染性の疾患にり患した者の看護等の業務として管理者が指定するものに従事した者	1日	290円	
3	有害物取扱業務手当	細菌検査又は試験検査として管理者が指定するものに従事した職員	1日	270円	
4	放射線取扱業務手当	(1) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務に従事した職員	1日	280円	
		(2) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務の介助業務として管理者が指定するものに従事した職員	1日	100円	
5	夜間特殊業務手当	放射線部、検査部又は薬剤部に所属する職員のうち、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者			
		(1) その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	1回	1,440円	
		(2) その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。	1回	860円	
6	夜間診療等業務手当	(1) 救命救急センターに所属する医師のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務として診療等の業務に従事した者			
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき又はその勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。	1回	7,000円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。	1回	6,000円	

		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合 で、当該深夜における勤務時間が2時間未 満のとき。	1回	4,000円	
		(2) 病棟、手術室又は透析室に勤務する看護 師等のうち、深夜の全部又は一部において、 正規の勤務時間による勤務として看護等の 業務に従事した者 ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	1回	6,800円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合 で、当該深夜における勤務時間が4時間以 上のとき。	1回	3,300円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合 で、当該深夜における勤務時間が2時間以 上4時間未満のとき。	1回	2,900円	
		エ その勤務時間が深夜の一部を含む場合 で、当該深夜における勤務時間が2時間未 満のとき。	1回	2,000円	
		(3) 医師(副医長以上の職にある者に限る。) のうち、その勤務を終えた後、宿直勤務の医 師又は診療科の部長の要請を受けて深夜に 登院し、診療等の業務に従事した者	1回	5,000円	
		(4) 看護師等で、救急患者(救急車等による外 来患者及び容体が急変するおそれのある入 院患者をいう。以下同じ。)に対処するた めに自宅等に待機することを依頼された者の うち、待機を依頼された期間中(以下「待機 期間中」という。)に、当該救急患者に対処 するための呼出し(退庁時直後から通常出勤 する場合に自宅等を離れる直前までの間に 行われたものに限る。以下同じ。)を受け、 正規の勤務時間外において救急医療等の業 務に従事し、かつ、当該業務に従事した時間 (一の待機期間中において2回以上の呼出し を受け、当該業務に2回以上従事した場合に あつては、当該業務に従事した時間を合算し た時間とする。)が1時間以上である者	1回	1,240円	
7	精神病棟看護等業 務手当	(1) 静療院の小児特殊病棟又はのぞみ学園に 勤務する看護師等及び看護補助員	1月	41,400円	
		(2) 静療院看護課又は指導相談課に所属する 看護師等及び看護補助員(前号に掲げる者を 除く。)	1月	20,700円	
8	災害緊急援助等業 務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基 づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模 な事故等により重大な災害が発生し、若しくは 発生するおそれがある箇所又はその周辺にお いて行う災害の発生 <small>ぎよ</small> の防備又は拡大の防止の	1日	800円	

		ための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員			
9	ハイリスク ^{べん} 分娩業務手当	基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)別表第七に掲げるハイリスク分娩管理加算の対象患者の分娩に係る業務に従事した医師	1回	15,000円	多胎分娩の場合は、1回とみなす。